

## 義務占用物件とは(その1)

### 道路局路政課道路利用調整室

大野係員

道路法施行令で定めている基準とかですよね。占用の場所とか、地上電線の高さとか・・・あれっ、そういえば。

(急に工事計画書の図面を確認し始める。)

あつ、しまった。この電話ボックス、歩道の真ん中に設置するようになってる。これじゃ施行令(※)の占用の場所に抵触しちゃうや。すぐ連絡して直してもらわなきゃ。

(あわてて電話をかけ始める。)

※道路法施行令第十一条第一項第二号

電柱又は公衆電話所は、法敷(法敷のない場所にあつては路端寄り)に設けること。ただし、歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができる。

大野係員

じゃあ、これで大丈夫だと思います。何かありましたら御連絡しますので。

どうも、御苦勞様でした。

〇〇電話職員

どうもありがとうございます。

(打ち合わせ室から出てくる。)

坂上係員

ねえ、今回は何の申請だったの。

大野係員

今度、△△町にバイパスができるじゃないですか。そこに、地下電線と公衆電話ボックスを設置したいということで、工事計画書を持って来たんですよ。工事の一月前までに提出すればいいのにまだ工事まで二カ月近くあるんですよ。最近では電話会社もいろいろあるみたいだし、競争が大変なんですかね。

坂上係員

誰かさんの処理期間を考えて早く出してきた

んじゃないの？

大野係員

・・・。

坂上係員

冗談よつ。ところで、内容はちゃんと確認した？

大野係員

もう、ばっちりですよ。あそこは、まわりにもう、公衆電話ボックスを設置できるようなスペースがないし。そもそも第一電気通信事業者が設置する公衆電話ボックスのような義務占用物件については、他に余地がない場合は、道路管理者は許可を与えなければならぬって、僕が来てすぐに坂上さんから教わったじゃないですか。

坂上係員

(工事計画書を確認しながら、急にニヤニヤし始める。)

それはそうだけど、「基準に適合するときは」って教えなかったかしら。

大野係員

道路法施行令で定めている基準とかですよね。占用の場所とか、地上電線の高さとか・・・あれっ、そういえば。

(急に工事計画書の図面を確認し始める。)

あつ、しまった。この電話ボックス、歩道の真ん中に設置するようになってる。これじゃ施行令(※)の占用の場所に抵触しちゃうや。すぐ連絡して直してもらわなきゃ。

(あわてて電話をかけ始める。)

※道路法施行令第十一条第一項第二号

電柱又は公衆電話所は、法敷(法敷のない場所にあつては路端寄り)に設けること。ただし、歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができる。

坂上係員

どうだった。

大野係員

電話ボックスの設置場所を歩道の車道寄りに変更して、工事計画書を作り直すそうです。二三日中にはもう一度事務所に来られるって言ってました。いやあ、すぐに気が付いてよかったです。義務占用物件だったんで、ちよつと油断しちゃいました。

坂上係員

ほんとに、油断してただけ。覚えてなかった

んじゃないの？

## 大野係員

そ、そんな〜。

## 渡邊課長

まあまあ、そんなに責めないで。ところで、せっかくだし、大野君のためにも義務占用物件についてちよつとおさらいしてみようか。まず、義務占用物件はどんなものが該当するのかな。

## 大野係員

水管や下水道管、ガス管、電線や電柱等です。道路法の三十六条第一項に該当する事業や物件が規定されてますよね。

### ○根拠法

水道法、工業用水道事業法、鉄道事業法、全国新幹線鉄道整備法、ガス事業法、電気事業法、電気通信事業法の規定に基づくもの

### ○物件

① 水管（水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業の用に供するものに限る。）

② 下水道管

③ 公衆の用に供する鉄道

④ ガス管（ガス事業法に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）

⑤ 電柱、電線、公衆電話所

・電気事業法に基づくもの  
（電気事業法に規定する電気事業者（特定電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）

・電気通信事業法に基づくもの  
（電気通信事業法に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。）

## 渡邊課長

そのとおり。じゃあ、義務占用物件はその他の占用物件とは、なぜ違うんだい。

## 大野係員

えっ。そんなこと考えたことなかったです。

道路法でそうなってるからじゃないんですか。

## 渡邊課長

おいおい、根拠もないのに法律で規定するわけがないだろう。まあ、簡単にいうとこれらの物件はライフラインとして、国民の生活と密接な関連があり、公益性が高いからということになるかな。

## 大野係員

なるほど、確かにそうですね。じゃあ、僕たちの生活に密接な関連があれば義務占用物件になるんですか。

## 渡邊課長

というと、例えばどういうものだい。

## 大野係員

こないだ、先輩と飲みに行ったんですが、店の場所を先輩が忘れていて、ちよつと迷ってしまっただけです。だけど、その店の看板が道路にあっただけで、なんとか見つけることが出来たんです。そのときに、先輩が「こうした看板もないと困る。」と聞いていたんで、看板も生活に密接しているんだなと思ったんですけど。

## 坂上係員

確かにある意味そうかもしれないけど、それって大野君の先輩の生活に密接な関連があるだけじゃないの。

## 渡邊課長

我々の生活と密接な関連があるかどうかの判断については簡単にはいえませんが、お店の看板が一般大衆の生活に密接な関連があるとは、さすがにいえないうらうな。

（終業のチャイム）

おっと、今日は新しい課長補佐の歓迎会だったな。じゃあ、この続きは明日ということだ。

まあ、そうした看板は義務占用物件ではないにしても、一般の占用物件としては認められているわけだから、大野君もそんなにがっかりしないです。

## 大野係員

そうか〜。

（続く）